

国立大学法人京都大学教職員就業規則等新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>国立大学法人京都大学教職員就業規則 (平成16年達示第70号)</p>	
(前 略)	
(復職)	(復職)
<p>第17条 前条の休職期間が満了したとき、又は満了するまでに休職事由が消滅したと認める場合には、復職を命じる。ただし、第15条第1項第1号の休職については、教職員が休職期間の満了までに復職を願い出て、医師(大学が必要と認めるときは、<u>大学の産業医又は大学が指定する医師</u>)が休職事由が消滅したと認めた場合に限り、復職を命じる。</p>	<p>第17条 前条の休職期間が満了したとき、又は満了するまでに休職事由が消滅したと認める場合には、復職を命じる。ただし、第15条第1項第1号の休職については、教職員が休職期間の満了までに復職を願い出て、医師(大学が必要と認めるときは、<u>大学が指定する医師</u>)が休職事由が消滅したと認めた場合に限り、復職を命じる。</p>
(中 略)	
<p>第10章 安全衛生 (協力義務)</p>	<p>第10章 安全衛生 (協力義務)</p>
<p>第52条 教職員は、安全、衛生及び健康確保について、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)及びその他の関係法令のほか大学の指示を守るとともに、大学が行う安全、衛生に関する措置に協力しなければならない。</p>	<p>第52条</p>
<p>(安全衛生管理)</p>	<p>(安全衛生管理)</p>
<p>第53条 大学は、教職員の健康増進と危険防止のために必要な措置を講じる。</p>	<p>第53条</p>
<p>(安全衛生教育)</p>	<p>(安全衛生教育)</p>
<p>第54条 教職員は、大学が行う安全、衛生に関する教育、訓練を受けなければならない。</p>	<p>第54条</p>
<p>(非常災害時の措置)</p>	<p>(非常災害時の措置)</p>
<p>第55条 教職員は、火災その他非常災害の発生を発見し、又はその発生のおそれがあることを知ったときは、緊急の措置をとるとともに直ちに上司に連絡して、その指示に従い、被害を最小限にいとめるように努力しなければならない。</p>	<p>第55条</p>
<p>(安全及び衛生に関する遵守事項)</p>	<p>(安全及び衛生に関する遵守事項)</p>
<p>第56条 教職員は、次の事項を守らなくてはならない。</p>	<p>第56条</p>
(1) 安全及び衛生について上司の命令、指示等を守り、実行すること	(1)
(2) 常に職場の整理、整頓、清潔に努め、災害防止と衛生の向上に努めること	(2)
(3) 安全衛生装置、消火設備、衛生設備、その他危険防止等のための諸施設をみだりに動かしたり、許可なく当該地域には立ち入らないこと	(3)
<p>(健康診断)</p>	<p>(健康診断)</p>
<p>第57条 大学は、毎年健康診断を行う。</p>	<p>第57条</p>
2 前項のほか、必要に応じて全部又は一部の教職員に対し、臨時にこれを行うことがある。	2
3 教職員は、正当な事由なしに健康診断を拒んで	3

(同 左)

はならない。

(就業の禁止)
第58条 教職員が次の各号の一に該当する場合は、就業を禁止することがある。
(1) 伝染のおそれのある病人、保菌者及び保菌のおそれのある者
(2) 労働のため病勢が悪化するおそれのある者
(3) 前2号に準ずる者
(後 略)

国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則

(平成17年達示第37号)

(前 略)
(協力義務)
第64条 有期雇用教職員は、安全、衛生及び健康確保について、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)及びその他の関係法令のほか、大学の指示を遵守するとともに、大学が行う安全及び衛生に関する措置に協力しなければならない。

(安全衛生管理)
第65条 大学は、有期雇用教職員の健康増進と危

(受診命令等)

第57条の2 大学は、教職員が次の各号の一に該当する場合は、当該教職員に対して、医師(大学が必要と認めるときは、大学が指定する医師。以下この条において同じ。)への受診を命じることができる。

- (1) 業務能率の低下、勤務態度の変化、出勤状況等により身体又は精神の疾患に罹患していることが疑われる場合
- (2) 心身の故障により、職務の遂行が困難と認められる場合
- (3) 疾病等により長期にわたり勤務しない者が、職務に復帰しようとする場合
- (4) その他教職員の心身の健康に係る安全配慮が必要と認められる場合

2 前項の規定による受診を命ぜられた教職員は、速やかに当該受診に係る医師の診断書を提出しなければならない。

3 大学は、前項の診断書の提出を受けた場合において、特に必要と認めるときは、産業医に当該診断の結果に係る意見を求めた上で、当該教職員が受診した医師に、直接意見を求めることができる。

(面接指導を受ける義務)

第57条の3 教職員は、京都大学安全衛生管理規程(平成19年達示第8号)第15条の2第1項に規定する産業医の面接指導を、正当な事由なく拒んではならない。

(就業の禁止)

第58条

- (1)
- (2)
- (3)

(同 左)

(協力義務)

第64条

(安全衛生管理)

第65条

(同 左)

<p> 険防止のために必要な措置を講じる。 (安全衛生教育) 第66条 有期雇用教職員は、大学が行う安全及び衛生に関する教育又は訓練を受けなければならない。 </p> <p> (非常災害時の措置) 第67条 有期雇用教職員は、火災その他非常災害の発生を発見し、又はその発生のおそれがあることを知ったときは、緊急の措置をとるとともに、直ちに上司に連絡して、その指示に従い、被害を最小限に食い止めるように努力しなければならない。 </p> <p> (安全及び衛生に関する遵守事項) 第68条 有期雇用教職員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 </p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 安全及び衛生について上司の命令、指示等を守り、実行すること。 (2) 常に職場の整理、整頓、清潔に努め、災害防止と衛生の向上に努めること。 (3) 安全衛生装置、消火設備、衛生設備、その他危険防止等のための諸施設をみだりに動かし、又は許可なく当該地域には立ち入らないこと。 	<p> (安全衛生教育) 第66条 </p> <p> (非常災害時の措置) 第67条 </p> <p> (安全及び衛生に関する遵守事項) 第68条 </p> <ol style="list-style-type: none"> (1) (2) (3) <p> (受診命令等) <u>第68条の2</u> 大学は、有期雇用教職員が次の各号の一に該当する場合は、当該有期雇用教職員に対して、医師（大学が必要と認めるときは、大学が指定する医師。以下この条において同じ。）への受診を命じることができる。 </p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>業務能率の低下、勤務態度の変化、出勤状況等により身体又は精神の疾患に罹患していることが疑われる場合</u> (2) <u>心身の故障により、職務の遂行が困難と認められる場合</u> (3) <u>疾病等により長期にわたり勤務しない者が、職務に復帰しようとする場合</u> (4) <u>その他教職員の心身の健康に係る安全配慮が必要と認められる場合</u> <p> <u>2</u> 前項の規定による受診を命ぜられた有期雇用教職員は、速やかに当該受診に係る医師の診断書を提出しなければならない。 </p> <p> <u>3</u> 大学は、前項の診断書の提出を受けた場合において、特に必要と認めるときは、産業医に当該診断の結果に係る意見を求めた上で、当該有期雇用教職員が受診した医師に、直接意見を求めることができる。 </p> <p> (面接指導を受ける義務) <u>第68条の3</u> 有期雇用教職員は、京都大学安全衛生管理規程（平成19年達示第8号）第15条の2第1項に規定する産業医の面接指導を、正当な </p>
--	--

(同 左)

<p>(就業の禁止)</p> <p>第69条 有期雇用教職員が次の各号の一に該当する場合は、就業を禁止することがある。就業を禁止した場合は、その期間における所定勤務時間について給与を支給する。</p> <p>(1) 伝染のおそれのある病人、保菌者及び保菌のおそれのある者</p> <p>(2) 労働のため病勢が悪化するおそれのある者</p> <p>(3) 前2号に準ずる者</p> <p>(後 略)</p>	<p><u>事由なく拒んではならない。</u></p> <p>(就業の禁止)</p> <p>第69条</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p>	<p>(同 左)</p>
<p>国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則</p> <p>(平成17年達示第38号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(協力義務)</p> <p>第56条 時間雇用教職員は、安全、衛生及び健康確保について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及びその他の関係法令のほか、大学の指示を遵守するとともに、大学が行う安全及び衛生に関する措置に協力しなければならない。</p> <p>(安全衛生管理)</p> <p>第57条 大学は、時間雇用教職員の健康増進と危険防止のために必要な措置を講ずる。</p> <p>(安全衛生教育)</p> <p>第58条 時間雇用教職員は、大学が行う安全及び衛生に関する教育又は訓練を受けなければならない。</p> <p>(非常災害時の措置)</p> <p>第59条 時間雇用教職員は、火災その他非常災害の発生を発見し、又はその発生のおそれがあることを知ったときは、緊急の措置をとるとともに、直ちに上司に連絡して、その指示に従い、被害を最小限に食い止めるように努力しなければならない。</p> <p>(安全及び衛生に関する遵守事項)</p> <p>第60条 時間雇用教職員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 安全及び衛生について上司の命令、指示等を守り、実行すること。</p> <p>(2) 常に職場の整理、整頓、清潔に努め、災害防止と衛生の向上に努めること。</p> <p>(3) 安全衛生装置、消火設備、衛生設備、その他危険防止等のための諸施設をみだりに動かし、又は許可なく当該地域には立ち入らないこと。</p>	<p>(協力義務)</p> <p>第56条</p> <p>(安全衛生管理)</p> <p>第57条</p> <p>(安全衛生教育)</p> <p>第58条</p> <p>(非常災害時の措置)</p> <p>第59条</p> <p>(安全及び衛生に関する遵守事項)</p> <p>第60条</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p>	<p>(同 左)</p>
	<p><u>(受診命令等)</u></p> <p>第60条の2 大学は、時間雇用教職員が次の各号の一に該当する場合は、当該時間雇用教職員に対して、医師（大学が必要と認めるときは、大学が</p>	

(就業の禁止)

第61条 時間雇用教職員が次の各号の一に該当する場合は、就業を禁止することがある。就業を禁止した場合は、その期間における所定の勤務時間について給与を支給する。

(1) 伝染のおそれのある病人、保菌者及び保菌のおそれのある者

(2) 労働のため病勢が悪化するおそれのある者

(3) 前2号に準ずる者

(後 略)

国立大学法人京都大学教職員休職規程
(平成16年達示第77号)

(前 略)

(病気休職)

第2条 就業規則第15条第1項第1号による休職及びその期間の決定は、教員にあつては教育研究評議会、その他の職員にあつては人事審査委員会(以下「評議会又は委員会」という。)の議を踏まえて総長が行う。ただし、本人の主治医の診断の結果に基づいて行う場合又は当該教職員から同意書の提出があった場合は、教員にあつては学系会議又は全学教員部会議の議を踏まえて、その他の職員にあつては人事審査委員会の議を経ることなく、総長が行う。

指定する医師。以下この条において同じ。)への受診を命じることができる。

(1) 業務能率の低下、勤務態度の変化、出勤状況等により身体又は精神の疾患に罹患していることが疑われる場合

(2) 心身の故障により、職務の遂行が困難と認められる場合

(3) 疾病等により長期にわたり勤務しない者が、職務に復帰しようとする場合

(4) その他教職員の心身の健康に係る安全配慮が必要と認められる場合

2 前項の規定による受診を命ぜられた時間雇用教職員は、速やかに当該受診に係る医師の診断書を提出しなければならない。

3 大学は、前項の診断書の提出を受けた場合において、特に必要と認めるときは、産業医に当該診断の結果に係る意見を求めた上で、当該時間雇用教職員が受診した医師に、直接意見を求めることができる。

(面接指導を受ける義務)

第60条の3 時間雇用教職員は、京都大学安全衛生管理規程(平成19年達示第8号)第15条の2第1項に規定する産業医の面接指導を、正当な事由なく拒んではならない。

(就業の禁止)

第61条

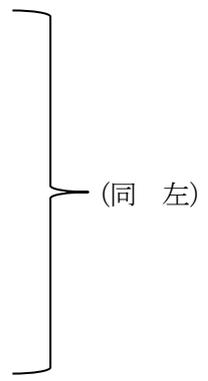
(1)

(2)

(3)

(病気休職)

第2条 (同 左)



2 就業規則第15条第1項第1号の事由により教職員を休職にする場合又は休職の期間を更新する場合は、原則として医師の診断の結果に基づいて行うものとする。この場合において、総長は大学の産業医若しくは指定する医師への受診を命じ、又は本人の主治医に直接意見を聴取することができる。

3 前項の規定による受診を命ぜられた教職員は、速やかに医師の診断書を提出しなければならない。

(後 略)

2 就業規則第15条第1項第1号の事由により教職員を休職にする場合又は休職の期間を更新する場合は、原則として医師の診断の結果に基づいて行うものとする。この場合において、総長は指定する医師への受診を命じ、又は当該教職員の主治医に直接意見を聴取することができる。

3 前項の規定による受診を命ぜられた教職員は、速やかに当該受診に係る医師の診断書を提出しなければならない。

4 総長は、前項の診断書の提出を受けた場合において、特に必要と認めるときは、産業医に当該診断の結果に係る意見を求めた上で、当該教職員が受診した医師に、直接意見を求めることができる。

附 則

この規則は、令和2年11月24日から施行する。